

石川県障害福祉サービス事業者等指導監査要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項、第48条、第49条、第50条、第51条の27、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の21、第21条の5の22、第21条の5の23、第24条の15、第24条の16及び第24条の17の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、又は指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下「指定通所支援事業者等」という。）、指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であった者（以下「指定障害児入所施設等設置者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、自立支援給付対象サービス（自立支援給付（障害福祉サービス及び地域相談支援に係るものに限る。以下同じ。）にかかる障害福祉サービス及び地域相談支援をいう。以下同じ。）、障害児通所支援及び障害児入所支援の内容並びに自立支援給付、障害児通所給付費及び障害児入所給付費の支給（以下「自立支援給付等」という。）に係る費用の請求に関して行う指導及び監査について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

第2 基本方針

障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査は、次に掲げる基本方針に基づき行う。

1 指導方針

指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、次の石川県条例及び石川県規則並びに厚生労働省令及び厚生労働省告示に定めるサービス等の取扱い及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年石川県条例第53号）
- (2) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年石川県規則例第61号）
- (3) 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年石川県条例第54号）
- (4) 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施

行規則（平成24年石川県規則第62号）

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (6) 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年石川県条例第51号）
- (7) 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年石川県規則第59号）
- (8) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年石川県条例第52号）
- (9) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年石川県規則第60号）
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (12) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- (13) 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
- (14) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (15) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

2 監査方針

監査は、障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援の内容等について、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法第21条の5の22及び第21条の5の23、第24条の16及び第24条の17に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 実施機関

原則として、指導及び監査は、健康福祉部厚生政策課、障害保健福祉課及び各保健福祉センターの職員（以下「指導担当者」又は「監査担当者」という。）が行う。

なお、指導（監査）担当者が指導（監査）を実施するに当たっては、その身分を示す証明書（石川県社会福祉法人等指導監査要綱別記様式1）を携行しなければならない。

第4 指導

1 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

なお、それぞれの指導の実施に当たっては、必要に応じて、関係行政機関の出席又は立会いを求める。

(1) 集団指導

集団指導は、必要な指導の内容に応じ、障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

集団指導を実施した場合には、必要に応じて、管内の市町に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

(2) 実地指導

実地指導は、障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

2 実施計画の策定

(1) 指導の実施計画は、年間実施計画及び月間実施計画とする。

(2) 年間実施計画は、毎年度当初に、集団指導及び実地指導についての総括的な計画を定めるものとする。

(3) 月間実施計画は、指導実施月の概ね1か月前に、指導日時、指導班及び指導対象となる障害福祉サービス事業者等について定めるものとする。

3 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、原則として次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

障害福祉サービス事業者等のうち、自立支援給付対象サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 実地指導

① 障害福祉サービス事業者等のうち、前年度において、実地指導の対象とならなかった指定障害者支援施設等設置者等を対象に実施する。

② 障害福祉サービス事業者等のうち、前年度及び前々年度において、実地指導の対象とならなかった指定障害福祉サービス事業者等及び指定一般相談支援事業者等を対象に実施する。

③ その他特に実地における指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

4 指導方法等

(1) 集団指導

① 実施時期

必要に応じて行う。

② 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

③ 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

① 実施時期

原則として、当該年度の6月から2月にかけて行う。

② 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、概ね1ヶ月前に、あらかじめ次に掲げる事項を文書（別記様式2）により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 指導対象となる指定障害福祉サービスの事業、指定障害者支援施設、指定一般相談支援の事業、指定障害児通所支援の事業、指定障害児入所施設

ウ 実地指導の日時及び場所

エ 指導担当者

オ 出席者

カ 準備すべき書類等

③ 指導方法

実地指導は、厚生労働省が定める「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

④ 現地講評

実地指導終了後、障害福祉サービス事業者等の管理者等に対し、当該事業所において、次に掲げるとおり現地講評を行うものとする。

ア 障害福祉サービス事業者等に対し、書面その他の方法により、問題点及び改善を要する事項を十分認識させ、すみやかに改善が図られるよう指導する。

イ 現地における指導担当者のみで判断することが困難と認められる事項については、検討のうえ別途必要な指導を行う。

ウ 人事に係るもの等、特段の配慮を必要とする事項については、別途指導を行う。

⑤ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、すみやかに復命し、改善を要すると認められた事項（以下「要改善事項」という。）については、原則として次に掲げる基準に基づき、「改善結果報告を要する事項」又は「改善結果報告を要しない事項」に区分し、文書（別記様式3）によって通知を行うものとする。

ア 「改善結果報告を要する事項」は、法令若しくは通知等に違反する事項、当該障害福祉サービス事業者等の運営上重大な問題があると認められる事項、又は前回の実地指導において指導され、未だ改善されていない事項等とする。

イ 「改善結果報告を要しない事項」は、当該障害福祉サービス事業者等の運営上重大な問題があるとは認められないが、特に指導及び注意喚起

する必要があると認められる事項等とする。

⑥ 改善結果報告書の提出

「改善結果報告を要する事項」については、当該障害福祉サービス事業者等に対して、概ね2か月以内に、指摘した事項にかかる改善結果報告書の提出を求めるものとする。

なお、改善結果報告書に疑義又は改善状況が不十分と認められる場合は、必要な指導を行う。

5 指導時における留意事項

指導を行うに当たっては、常に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 障害福祉サービス事業者等の管理者に対し、理解と協力を得るため、あらかじめその趣旨を説明すること。
- (2) 能率的に行うとともに、当該障害福祉サービス事業者等の業務に支障のないように努めること。

6 指導後の措置等

(1) 実地指導後の措置

実地指導の結果、適正な事業運営が確保されるために特に必要と認められる場合は、再度、実地指導を行うことができる。

(2) 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- ① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ② 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

7 指導の拒否への対応

正当な理由がなく実地指導を拒否した場合には、監査を行うことができる。

8 その他

- (1) 指導を実施した結果、必要があると認めた場合は、その障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、利用者保護の観点から開示を行う。
- (2) 指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等に対する指導に関して必要な事項は別に定めることができる。

第5 監査

1 監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に、原則として実地において行うものとする。

(1) 要確認情報

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報

- ② 市町、相談支援事業等へ寄せられる苦情
 - ③ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (2) 実地指導において確認した情報
- 障害者総合支援法第11条第2項又は児童福祉法第21条の5の2第1若しくは第24条の15により行った指導の中で、障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

2 監査方法等

(1) 監査通知

監査対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、監査日当日までに、次に掲げる事項を文書（別記様式4）により当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

- ア 監査の根拠規定及び目的
- イ 監査の日時及び場所
- ウ 監査担当者
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等

(2) 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は監査担当者に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(3) 現地講評

監査終了後、障害福祉サービス事業者等の管理者等に対し、当該事業所において、次に掲げるとおり現地講評を行うものとする。

- ア 障害福祉サービス事業者等に対し、書面その他の方法により、問題点及び改善を要する事項を十分認識させ、必要な指示を行う。
- イ 現地における監査担当者のみで判断することが困難と認められる事項については、検討のうえ別途必要な指示を行う。
- ウ 人事に係るもの等、特段の配慮を必要とする事項については、別途指示を行う。

(4) 監査結果の通知等

監査の結果については、すみやかに復命し、重大かつ明白な指定基準違反等が認められた場合は（5）に定めるところにより行政上の措置を行うこととする。

なお、改善勧告に至らない要改善事項については、実地指導に準じて取り扱うこととする。

(5) 行政上の措置

重大かつ明白な指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法第21条の5の22、第21条の5の23、第24条の16及び第24条の17に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

① 勧告

障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項から第3項、第51条の28第1項各号又は児童福祉法第21条の5の22第1項各号、第24条の16第1項各号に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

② 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

③ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号及び第51条の29第1項各号並びに児童福祉法第21条の5の23第1項各号及び第24条の17各号)のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(以下「指定の取消等」という。)ができる。

(6) 聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(7) 経済上の措置

① 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付の全部又は一部について当該自立支援給付に係る市町に対し、障害者総合支援法第8条第1項又は児童福祉法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収(返還金)として、当該障害福祉サービス事業者等(指定障害児入所施設設置者を除く。)に対し、徴収を行うよう指導するものとする。

② 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等(指定障害児入所施設設置者等を除く。)に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

③ 指定障害児入所施設設置者等に対して勧告、命令、指定の取消し等を行った場合であって、偽りその他不正の行為により障害児入所給付等の支給を受けたときは、障害児入所給付費等の全部又は一部について児童福祉法第57条の2第3項の規定に基づく不正利得の徴収(返還金)として徴収を行うも

のとする。

- ④ 指定障害児入所施設設置者等に対して命令又は指定の取消し等を行った場合であって、偽りその他不正の行為により障害児入所給付等の支給を受けたときは、原則として、児童福祉法第57条の2第4項の規定により、当該指定障害児入所施設設置者等に対し、③の措置に加え、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるものとする。

3 その他

- (1) 監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等に対して行う監査及び行政上の措置、聴聞等並びに経済上の措置に関して必要な事項は別に定めることができる。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

ただし、施行の際現に使用している改正前の別記様式1による証明書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。